

福島県環境審議会部会設置要領 (案)

(趣旨)

第 1 この要領は、福島県環境審議会条例 (平成 6 年福島県条例第 5 9 号) (以下「条例」という。) 第 8 条の規定に基づく部会の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 部会は、福島県環境審議会 (以下「審議会」という。) への諮問事項のうち、審議会 (全体会) に先立って調査審議する必要があると審議会が認めた事項について、調査審議するものとする。

(組織)

第 3 部会は審議会委員 数名 (※委員総数の半数未満) で組織するものとする。

(部会委員以外の者からの意見の聴取)

第 4 条例第 8 条第 3 項に掲げる部会長が必要と認めた場合には、部会の会議において、部会に属する委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(報告)

第 5 部会において調査審議した結果は、審議会に報告するものとする。
2 審議会は、部会に対して随時にその調査審議事項について、報告を求めることができるものとする。

(補則)

第 6 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 月 日から施行する。